

定点化による川崎市精神科初期救急医療実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者のうち、外来診療のみで入院を必要としない患者に医療等を確保し、適切な診療へと結びつけるため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までのことをいう。
- (2)「平日」とは、休日を除く日の8時30分から17時までのことをいう。
- (3)「夜間」とは、1年を通じて17時から22時までのことをいう。
- (4)「深夜」とは、1年を通じて22時から翌日8時30分までのことをいう。
- (5)「情報窓口」とは、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第4条第6号に規定する、休日、夜間及び深夜に救急患者を医療施設に紹介あるいは相談等に応じる窓口をいう。
- (6)「初期救急」とは、外来診療のみで入院を要しない者に対応する精神科救急医療のことをいう。
- (7)「初期救急診療所」とは、実施要綱第4条第19号に規定する、川崎市において、初期救急患者の診療を行う精神科診療所をいう。

(体制)

第3条 平日の8時30分から17時までの精神科救急医療に係る相談は、地域保健法（昭和22年法律第101号）上の保健所支所を窓口とし、患者及び家族等からの相談に応じ、医療施設等の紹介を行う。

- 2 初期救急診療所は、休日のうち、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日の17時から21時の間に、電話相談により情報窓口から紹介された初期救急対象者の診療を行うものとする。
- 3 休日、夜間及び深夜の運営については、この実施要綱に定めるもののほか神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱に基づき実施する。

(委託)

第4条 本事業の実施にあたっては、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始期間の17時から21時に診療を行うものとし、その運営については、川崎市長が適当と認めた団体等に委託するものとする。

- 2 委託費の支払いについては、毎月委託先より業務完了届を提出させるものとし、それに基づき口座振替払いとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めない事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月10日から施行する。